

- (1) 会 則
- (2) 会員名簿
- (3) 活動計画書
- (4) 予算書

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、河川愛護団体補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付することに決定した愛護団体に対して、河川愛護団体交付決定通知書により通知するものとする。

3 市長は、申請者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）もしくは暴力団員と密接な関係を有するものであるときは、補助金の交付を行わない。

(補助金の使用目的)

第6条 河川愛護団体は、交付を受けた補助金を別に定める費用以外の費用に使用してはならない。

(補助金の支払い)

第7条 市長は、補助金について概算払をすることができる。

(実績報告)

第8条 河川愛護団体は、毎年4月1日から同月20日までの間に、活動実績報告書および決算書により区役所まちづくり整備課長を経由して、市長に報告しなければならない。

(補助金交付の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合においては、その報告に係る補助金事業の成果が、補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合するものであるときは、交付すべき補助金の額を確定し、河川愛護団体補助金通知書により、当該補助金の交付を受けた河川愛護団体に通知するものと

する。

(交付決定の取り消し)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた河川愛護団体が、次の各号の一に該当するときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、取り消しにより交付決定を受けた者に損害があっても、市長はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他補助金の交付の内容又はこれに付した条件その他この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 暴力団または暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有するものであることが判明したとき。

(補助金の返還)

第11条 前条の規定による補助金交付の決定の全部又は一部の取り消しを受けた河川愛護団体は、交付を受けた補助金のうち、取り消しに係る部分に担当する補助金の額を速やかに市長に返還しなければならない。

(委 任)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、建設局長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成19年 3月15日から施行する。
- 3 この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

北九州市河川愛護団体補助金交付要綱施行細則

(趣 旨)

第1条 この施行細則は、北九州市河川愛護団体補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)の、施行に必要な事項を定めるものとする。

(交付の要件)

第2条 交付要綱第2条の別に定める要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 会則を定め、会長、副会長、会計、監事その他の役員(以下「役員」という。)を、会員のうちから選出していること。

(2) 次の①、②の事業を行っていること

① 河川等の除草及び清掃などの美化活動

② 河川愛護思想の啓発普及

(3) 河川愛護団体の構成は、おおむね中学校区を1単位とし活動延長をおおむね200m以上、当該単位に含まれる地域の団体により構成するものであること。但し、これによりがたいときはこのかぎりでない。

(事業の実施方法)

第3条 前条第2項に定める河川愛護団体が行う事業の実施方法は、次の各号に掲げるものであること。

(1) 除草及び清掃は、年2回以上行うこと。

(2) 河川愛護思想の啓発普及は機会あるごとに積極的に行うこと。

(重複加入禁止)

第4条 河川愛護団体は、その会員に他の河川愛護団体の会員となっている者を加えることはできない。

(補助金の使用)

第5条 交付要綱第6条に定める費用は、次の各号に掲げる費用とする。

(1) 鎌、手袋、ほうき、ポリ袋等清掃用品類の購入費

(2) 縄、針金等補修材料の購入費

(3) その他必要があると認める経費

(様 式)

第 6 条 交付要綱に規定する各様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

- | | | |
|-----|-----------------------------------|---------|
| (1) | 交付要綱第 4 条第 1 項に規定する河川愛護団体補助金交付申請書 | 第 1 号様式 |
| (2) | 〃 第 1 号に規定する会則 | 第 2 号様式 |
| (3) | 〃 第 2 号に規定する会員名簿 | 第 3 号様式 |
| (4) | 〃 第 3 号に規定する活動計画書 | 第 4 号様式 |
| (5) | 〃 第 4 号に規定する予算書 | 第 5 号様式 |
| (6) | 〃 第 5 条第 2 項に規定する河川愛護団体交付決定通知書 | 第 6 号様式 |
| (7) | 〃 第 7 条に規定する活動実績報告書 | 第 7 号様式 |
| (8) | 〃 決算書 | 第 8 号様式 |
| (9) | 第 8 条に規定する河川愛護団体補助金確定通知書 | 第 9 号様式 |

付 則

- 1 この施行細則は、平成17年 4月 1日から施行する。
- 2 この施行細則は、平成19年 3月15日から施行する。

年 月 日

北九州市長 様

河川愛護団体名 _____

愛護^ふ団^り体^が会^な長名 _____

住 所 〒 _____

(TEL _____)

生 年 月 日 M・T・S・H 年 月 日

性 別 男 ・ 女 ※1

河川愛護団体補助金交付申請書

平成 年度分標記補助金を交付くださるよう、関係書類を添えて申請します。
また、資格確認のため必要な官公庁への照会を行うことについて、承諾します。

記

- | | |
|----------|--------|
| 1 補助金申請額 | 円 |
| 2 活動範囲 | m |
| 3 会 則 | (2号様式) |
| 4 会員名簿 | (3号様式) |
| 5 活動計画書 | (4号様式) |
| 6 予 算 書 | (5号様式) |

※1 北九州市暴力団排除条例第6条および、北九州市河川愛護団体補助金交付要領第5条第3項に係る確認事項

参考：北九州市暴力団排除条例第6条

市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

：北九州市河川愛護団体補助金交付要領第5条第3項

市長は、申請者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）もしくは暴力団員と密接な関係を有するものであるときは、補助金の交付を行わない。

河川愛護団体会則

(趣旨)

第1条 この会則は、良好な河川環境の保全に協力する河川愛護団体（以下「愛護団体」という。）の組織及び活動に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 愛護団体は、
と称する。

(組織)

第3条 愛護団体は、河川等の周辺の老人会、自治会、婦人会及び子供会等の団体の会員、その他この趣旨に賛同する者で組織する。

2 愛護団体の事務局は、北九州市 区 に置く。

(役員等)

第4条 愛護団体に会長、副会長（若干名）、会計、会計監査及びその他の役員を置く。

- (1) 会長及び副会長は、会員のうちから互選する。
- (2) 会長は愛護団体を代表し、会務を総括する。
- (3) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (4) 会計は会計事務を担当し、会計監査は会計事務を監査する。

2 役員任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠役員任期は、前任者の残期間とする。

(活動内容)

第5条 愛護団体は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 河川等の除草及び清掃。
- (2) 河川等の美化保全。
- (3) 河川愛護の啓蒙、啓発。
- (4) 河川で為される禁止行為の報告。

(経費及び会計年度)

第6条 愛護団体の活動に要する経費は、市の補助金及び寄付金をもって充てる。

2 愛護団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(委任)

第7条 この会則に定めるもののほか、愛護会の活動に関し必要な事項は、会長が定める。

北九 第 号
年 月 日

愛護団体名

会長 様

北九州市長



河川愛護団体補助金決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記のことについて、
交付が決定したので、次のとおり通知します。

記

- 1 補助金額 円
- 2 活動範囲 m
- 3 補助金の交付期日及び場所
 - 期日
 - 場所

北九 第 号
年 月 日

愛護団体名

会長 様

北九州市長



河川愛護団体補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告あった、 年度
河川愛護団体補助金について、次の通り補助金額が確定したので通知します。

記

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 交付決定補助金額 | 円 |
| 2 | 交付済補助金額 | 円 |
| 3 | 交付確定補助金額 | 円 |